

高知市立学校(特別教室・給食調理室)

空調設備整備事業

実施方針

令和8年4月15日

高知市

目次

第 1 事業概要	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名	1
(2) 事業の目的	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業の内容	1
(5) 法令等の遵守	2
(6) 実施方針の変更	2
第 2 特定事業者の募集及び選定に関する事項	3
1 特定事業者の募集及び選定方法	3
2 特定事業者の募集及び選定の手順	3
(1) 特定事業者の募集・選定スケジュール	3
(2) 募集及び選定の手続き等	3
3 応募者の備えるべき参加資格要件	5
(1) 応募者の構成等	5
(2) 代表企業の選定	5
(3) 応募者の参加資格要件	5
4 審査及び選定に関する事項	7
(1) 審査及び選定方法	7
(2) 提案書の取り扱い	8
第 3 特定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1 責任分担に関する基本的な考え方	9
2 予想されるリスクと責任分担	9
3 事業の実施状況の監視	9
(1) 提供されるサービスの水準	9
(2) 事業の実施状況の監視（モニタリング）	9
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
1 施設の概要及び対象となる施設	10
2 その他、主要な事業要件の概要	10
(1) 空調設備の熱源の種別	10
(2) 光熱水費の負担	10
第 5 事業計画又は特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
1 特定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12

3	いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	12
4	その他	12
第7	その他事業の実施に関し必要な事項	13
1	議会の議決及び本契約について	13
2	情報提供	13
3	本事業において使用する言語等	13
4	応募に伴う費用負担	13
5	問合せ先	13
別紙1		14

第 1 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業の目的

本事業は、高知市立学校における良好な学習環境づくりと職場環境の改善を進めるため、小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の特別教室と給食調理室に空調設備を整備することとしており、民間事業者が持つノウハウを活用し、短期間での一斉導入を実現するとともに、高知市（以下、「市」という。）の財政負担の縮減、維持管理の効率化を図ることを目的としている。

(3) 公共施設等の管理者の名称

高知市長 桑名 龍吾

(4) 事業の内容

ア 事業方式

本事業の事業方式は、民間事業者が持つノウハウの活用による工期短縮、品質確保、コスト低減を図るため、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用する。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和 11 年 2 月 28 日までとする。

ウ 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。

(ア) 設計業務

- a 設計のための事前調査業務
- b 対象施設における設計業務（各対象施設の設計図書の作成等）
- c その他、付随する業務

(イ) 施工業務

- a 施工のための事前調査業務
- b 施工業務（施工業務には、空調設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備設置、植栽その他既存施設等の移設・復旧等）を含む。）
- c その他、付随する業務

(ウ) 統括管理業務

- a 設計業務及び施工業務の統括的な管理業務

- b 事業の進行管理、各業務の検収、検査に係る書類作成や立会い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務
- c その他、付随する業務

Ⅰ 契約形態

市は、本事業を実施する民間事業者(以下、「特定事業者」という。)のうち、対象施設の設計業務を担当する者及び施工業務を担当する者が結成する共同企業体と、本事業に係る設計施工一括契約(以下「特定事業契約」という。)を締結する。

オ 支払い条件

本事業は令和8年度から令和10年度にわたる継続事業であり、それぞれの年度における出来高予定額に対する支払限度額以内の金額で支払いを行う。

前金払いについては、各会計年度出来高予定額の10分の6(施工費については、前金払10分の4、中間前金払10分の2、設計費については、前金払10分の3、上限2,000万円)以内の額とする。

カ 成果物の引渡し

市が行う完成確認検査を実施した後に、市が特定事業者から成果物の引渡しを受ける。

本事業は学校環境の早期改善のため、部分使用(全体工事が完了する前に、施工が完了し、安全が確保された教室や設備を先行して使用可能とする運用)を想定している。

(5) 法令等の遵守

特定事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

(6) 実施方針の変更

実施方針は、公表後における民間事業者からの質問等を踏まえて、募集要領等の公表までに見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、速やかにその内容を市のホームページに掲載し、公表する。

第2 特定事業者の募集及び選定に関する事項

1 特定事業者の募集及び選定方法

本事業は、特定事業者に、本事業の対象施設における空調設備等に関する設計、施工、統括監理並びにこれらに付随し、関連する一切の業務の実施を求めるものである。

本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、民間事業者が募集要領で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、公募型プロポーザル方式によって特定事業者を選定する。審査内容は、資格審査、内容審査及び価格審査等を総合的に行う。

2 特定事業者の募集及び選定の手順

(1) 特定事業者の募集・選定スケジュール

特定事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程(予定)	内容
令和8年4月15日	実施方針等の公表
令和8年4月28日	実施方針等説明会及び現地見学会①(モデル校)の開催
令和8年5月12日～13日	直接対話実施
令和8年5月15日	実施方針等への質問等の受付締切
令和8年5月29日	実施方針等への質問等に対する回答公表
令和8年7月	募集要領等の公表
令和8年7月	募集要領等に関する説明会及び現地見学会②(全校)の開催
令和8年8月	募集要領等に関する質問等受付締切
令和8年8月	募集要領等に関する質問等に対する回答公表
令和8年10月	提案書の受付締切
令和8年10月	提案書・プレゼンテーション審査
令和8年10月	候補者の選定及び公表
令和8年11月	仮契約締結
令和8年12月	高知市議会の議決、特定事業契約締結

※ 1回目の実施方針等説明会・現地見学会・直接対話に参加していない場合でも、募集要領等に関する説明会・2回目の現地見学会等に参加することが出来る。

(2) 募集及び選定の手続き等

ア 実施方針等説明会及び現地見学会①(モデル校のみ)の開催

(ア) 参加申込期限：令和8年4月23日（木）17時まで

(イ) 参加申込方法：実施方針等説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、「第7の5問合せ先」に電子メールにて提出すること。件名は「高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業説明会等申込●●」(●●は提出企業名)とする。なお、参加人数は、様式1に示す人数とする。

(ウ) 説明会日時：令和8年4月28日（火）9時～

(エ) 説明会会場：高知市役所たかじょう庁舎6階大会議室

- (オ) 現地見学会：実施方針等説明会后、すぐに、市の案内のもと、対象施設の状態について、現地見学会①を実施する。見学施設は、小高坂小学校、南海中学校を予定している。市の案内に基づき実施するため、自由に校内を視察できないことに留意すること。また、原則現地見学中の質問は受け付けない。
- (カ) 留意事項：当日は資料の配付を行わないため実施方針等については、参加者が用意すること

イ 直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、より実現性の高い公募に向けた条件整理を行うとともに、民間事業者の参入意欲等市場性の調査を行うため、募集要領等の公表に先立ち、市と民間事業者との直接対話を実施する。

- (ア) 参加申込期限：令和8年5月8日（金）17時まで
- (イ) 参加申込方法：直接対話参加申込書(様式2)に必要事項を記入の上、「第7の5 問合せ先」に電子メールにて提出すること。件名は「高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業直接対話申込●●」(●●は提出企業名)とする。
なお、参加者は1社でも可とし、参加人数は、6名までとする。
- (ウ) 直接対話日時：令和8年5月12日（火）10時～17時、
令和8年5月13日（水）10時～17時
- (エ) 直接対話会場：たかじょう庁舎3階選挙管理委員会室
- (オ) 留意事項：原則非公開とする。対話の内容については、市が必要と認めた場合、募集要領公表時の資料に反映する場合がある。なお、候補者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話の内容は、候補者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

ウ 実施方針等への質問等の受付

実施方針等に関する質問等を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間：令和8年4月15日（水）～令和8年5月15日（金）17時
- (イ) 受付方法：実施方針等に関する質問・意見書(様式3)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより提出すること。件名は「高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業実施方針等に関する質問等●●」(●●は提出企業名)とする。なお、受付期間外の質問等については回答しない。電子メールで質問を送付後、「第7の5 問合せ先」まで質問書及び意見書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、開庁日の8時30分～17時15分とする。

エ 実施方針等への質問等に対する回答

実施方針等に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則公開とする。令和8年5月29日（金）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問等のうち必要と判断した場合には、質問等の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

オ 募集要領等の公表

実施方針等に関する質問等及び特定事業者の選定の手続等を踏まえ、令和8年7月を目途に募集要領及び付属資料（要求水準書、選定基準書、特定事業契約書案等）（以下、「募集要領等」という。）を市のホームページに掲載し、公表する。

募集要領等に関する説明会及び現地見学会②等の詳細の日程等については、募集要領等に示す。

カ 提案書の受付

提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、募集要領等に示す。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

イ 共同企業体の構成企業は、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、募集要領公表時に提示する。

ウ 共同企業体は、応募にあたり、代表企業、構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施する企業かを明らかにすること。なお、代表企業については、設計業務及び施工業務を兼ねて実施することができる。

エ 施工企業は、甲型共同企業体を結成するものとする。

オ 代表企業は、甲型共同企業体の代表企業とし、甲型共同企業体を構成する代表企業以外の施工企業（以下「構成員」という。）は1者又は2者とする。

カ 甲型共同企業体における出資比率は、代表企業を最大とし、構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は各20%以上とすること。

キ 構成企業のうち、設計業務のみを担当する企業については、甲型共同企業体の構成員の数へは含まず、出資比率を設けないものとするが、施工企業で結成する甲型共同企業体と設計業務のみを担当する企業で乙型共同企業体を結成するものとし、担当業務に係る内容、業務費を乙型共同企業体協定書に明示すること。

ク 共同企業体の変更は原則として認めない。ただし、代表企業を除く構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承認を得て変更することができる。

ケ 構成企業は、当該事業における他の共同企業体の構成企業になることはできない。ただし、市が特定事業者との特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、特定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(2) 代表企業の選定

応募者は、プロポーザルへの応募手続や特定事業者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る共同企業体の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めることとする。

(3) 応募者の参加資格要件

ア 共通事項

参加者は、参加意向申出書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、基準日から優先交渉権者の決定までの間において、資格要件に該当しないことが明らかになった場合は参加資格を取り消すものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者
- (イ) 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (エ) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 2 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (オ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (カ) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (キ) 国税、県税又は市町村税を滞納していない者
- (ク) 本事業における公募を希望する者の間に資本関係若しくは人的関係がない者

イ 共同企業体の代表企業となる者の参加資格要件

- (ア) 本市の令和 8・9 年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格名簿に登録があるもの
- (イ) 市内に主たる営業所（本社）を有する者又は市外に主たる営業所（本社）を有する者で市内に契約締結権限を委任された営業所等を有する者（営業所等について、公告日の前日までに、本市に法人設立（開設）届を提出し受理されていること。）
- (ウ) 次に掲げる事項のいずれかの要件を満たすこと
 - a 市内に主たる営業所（本社）を有する者については、公告日時点における管工事の格付等級が A 級の者
 - b 市外に主たる営業所（本社）を有する者については、公告日時点で有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、管工事の総合評定値（総合評点）が 730 点以

上の者（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写しを参加申出書と併せて提出すること。）

(工) 建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者

(オ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に管工事で発注された公共工事において、元請で建築物の空調設備工事を含む工事を完成し、引渡した実績を有する者。ただし、共同企業体による施工の場合は、代表者として施工実績があること

ウ 前項以外の共同企業体の構成員の参加要件

次に掲げる（ア）又は（イ）の事項のいずれかに該当する者とする。

(ア) 設計業務のみを担当する構成員は次に掲げる事項に該当するものとする。

a 本市の令和 8・9 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争入札(指名競争)入札参加資格を有する者

(イ) 施工業務を担当する構成員は次に掲げる事項に該当する者とする。

a 本市の令和 8・9 年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格名簿に登録されている者のうち、公告日時点における管工事又は電気工事の格付等級が A 級の者

b 市内に主たる営業所（本社）を有する者

エ 技術者の配置

以下に示す技術者をすべて配置すること。

(イ) で示す監理技術者は代表企業から配置し、(ウ) で示す施工主任技術者は代表企業以外の構成員から配置すること。ただし、(ウ) については、必要に応じて代表企業から配置することも認める。

当該技術者は、建設業法を遵守した配置とし、基準日の時点で各構成員との雇用関係が成立している者とし、当該技術者の変更は原則として認めない。

(ア) 本事業の設計主任技術者として設備設計一級建築士又は建築設備士の資格保有者を配置すること。

(イ) 本事業の監理技術者として、建設業法における管工事に係わる監理技術者を本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書き又は同法第 26 条の 5 の要件を満たす場合は、当該監理技術者の専任を要しないものとする。

(ウ) 本事業の施工主任技術者として、建設業法第 26 条の規定による監理技術者、一級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を管工事及び電気工事について、構成員ごとに本工事に専任で配置すること。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定方法

審査及び選定に当たっては、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要領等において示す。

ア 選定委員会の設置

特定事業者の選定に当たり、市は選定委員会を設置し、あらかじめ定めた選定基準に基づいて提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

イ 選定委員会の審査事項

審査は、提案書を対象に、提案価格（本事業に要する費用）及びその他の事項について総合的に評価を行う。

(2) 提案書の取り扱い

ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、発注者は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、非選定となった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。

ウ その他

本市が提供する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、本市の了承を得ることなく、当該資料を第三者に使用、又はその内容を開示してはならない。

第3 特定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と特定事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計・施工の責任は、原則として特定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と特定事業者とのリスク分担は、原則として別紙1「リスク分担表（案）」によるものとし、具体的内容については、実施方針に対する意見等を踏まえ、募集要領等に示し、詳細については特定事業契約書に定める。

3 事業の実施状況の監視

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で特定事業者が提供するサービス水準は、募集要領等に関する質問に対する回答、要求水準書、事業者提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

(2) 事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、特定事業者が実施する設計・施工業務について定期的に監視を行う。
その方法及び内容等については、特定事業契約書に定める。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の概要及び対象となる施設

市が指定する対象施設（59 施設）の特別教室(配膳室含む)330 室及び給食調理室 38 室程度とするが、今後、室数が増減となる可能性がある。

本事業の対象施設及び所在地等は別添資料 1「対象施設一覧表」、別添資料 2「都市ガスエリア一覧表」、別添資料 3「特別教室整備箇所一覧表」、別添資料 4「給食調理室空調整備箇所一覧表」、別添資料 5「施設台帳」及び別添資料 6「教室配置図」を参照すること。なお、別添資料 5 及び別添資料 6 については、施設の安全管理上、公表せず、本プロポーザルへの参加を検討する者に限定して提供する。別添資料 5 及び別添資料 6 を請求する場合は、資料請求書（様式 4）に記入の上、電子メールにより請求すること。

電子メールで資料請求書を送付後、「第 7 の 5 問合せ先」まで資料請求書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分とする。

なお、本事業の整備については、学校給食を止めることなく工事を行うことを前提条件とするため、給食調理室及び配膳室の内部施工については、長期休暇中の施工に限定する。ただし、給食再開に向けた準備作業を行うため、当該期間については、施工可能日から除外する。

特別教室については、学校長との事前協議のうえ、授業運営に支障が生じないと判断される日時・範囲については長期休暇中以外であっても施工を行うことができる。

また、同時期に他の工事等が実施される場合は、当該事業者及び学校関係者と調整を行った上で施工すること。

【参考】令和 8 年度中小・中・義務教育学校、高知特別支援学校における長期休暇
夏休み: 7 月 18 日～8 月 31 日（給食再開準備期間： 8 月 24 日～28 日）
冬休み: 12 月 26 日～1 月 7 日
春休み: 3 月 25 日～4 月 9 日（給食再開準備期間： 3 月 25 日～26 日）

2 その他、主要な事業要件の概要

(1) 空調設備の熱源の種別

空調設備の運転に必要な熱源の種別については、電力、都市ガスのいずれかから設定する。

熱源価格、熱源供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切な熱源を選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。

(2) 光熱水費の負担

施工業務に伴う光熱水費や空調設備の試運転に必要な光熱水費については、特定事業者が負担する。

第5 事業計画又は特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と特定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、特定事業契約に関する紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い、次の措置をとるものとする。

1 特定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 特定事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他特定事業契約書に定める特定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、特定事業者に対して追完請求を行い、一定期間内に追完策の提出・実施を求めることができる。この場合において特定事業者が当該期間内に追完をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解約することができる。
- (2) 特定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他特定事業契約書に定める特定事業者の責めに帰すべき事由により、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、特定事業契約を解約することができる。
- (3) 前各号のいずれの場合においても、市は、特定事業契約に基づき特定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、特定事業者は特定事業契約を解約することができる。
- (2) 前号の規定により特定事業者が特定事業契約を解除した場合、特定事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

3 いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は特定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び特定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び特定事業者は、特定事業契約を解約することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約書に定める。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決及び本契約について

本特定事業契約の締結に関する議案は、令和8年12月定例会に上程し、議決を以って本契約とする予定である。

2 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

高知市（学校環境整備課）ホームページ：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/78/>

3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

5 問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

高知市教育委員会学校環境整備課

担当：木下

電話：088-823-9480

FAX：088-823-9365

E-mail：kc-200500@city.kochi.lg.jp

別紙1 リスク分担表（案）

〔リスク分担（案）凡例：○リスク負担者、△一部リスク負担者〕

リ ス ク				リスク分担	
発生区分	No.	リスク項目	リスクの内容	市	特定事業者
共通	1	募集要領に係るリスク	募集要領・仕様書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	2	公募に係る リスク	応募費用に関するもの		○
	3	議会の議決リスク	議会の議決が得られない場合		○
	4	業務実施企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる企業(業務実施企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○
	5	支払遅延・支払不能 リスク	市の支払いの遅延	○	
	6		特定事業者の市への支払いの遅延(発生する場合)		○
	7	資金調達リスク	本事業の実施に関する費用の市の資金調達に関する責任	○	
	8	行政リスク	市の事業方針の変更によるもの	○	
	9	許認可取得・維持リスク	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの	○	
	10		特定事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○
	11	法令等関連 リスク	法制度・許認可等の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)	○	
	12		法制度・許認可等の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
	13	税制関連リスク	本事業に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
	14		上記以外の税制変更によるコスト変動		○
	15	物価リスク	建設期間中の物価のインフレ・デフレ	△※1	○
	16	デフォルトリスク (不履行・怠慢・遅延に関するもの)	要求水準あるいは契約書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合		○
	17		市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	18		特定事業者の事業放棄、経営破綻によるもの		○
	19	社会リスク	業務に対する市民対応、要望、苦情等に関するもの	○	○
	20		業務における環境保全に係るもの(騒音、振動、臭気、あるいは資源化等)		○
	21		本事業を実施すること自体への住民反対やその他市が別途本事業に対して実施する事業に関するもの	○	
	22	不可抗力リスク	不可抗力(大規模な天災(大地震、大噴火等)又は人的災害(戦争、放射能、テロ等))により生じる増加費用及び損害	○	△※2
	23	第三者賠償 リスク	市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○	
	24		上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○
	25	市の関連業務に関するリスク	市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○	△※3

[リスク分担（案）凡例：○リスク負担者、△一部リスク負担者]

リ ス ク				リスク分担	
発生区分	No.	リスク項目	リスクの内容	市	特定事業者
設計段階	26	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	27		特定事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	28	測量・調査 リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	29		特定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	30	遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	31		特定事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○
改修工事段階	32	用地リスク	建設に関する資材置き場の確保		○
	33		地中障害物、土壌汚染に関するもの	○	
	39		市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	40	工事費増大リスク	特定事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△※4
	41		特定事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	42		市の要請による工事の遅延又は完工しない場合	○	
	43	工事遅延・未完リスク	特定事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△※4
	44		特定事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	45	設備機器・備品等納品遅延リスク	特定事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
	46	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
47	一般的損害 リスク	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの		○	

【注釈】

- ※ 1：物価変動等が一定程度を超える割合で上下した場合、調整する。より詳細な調整方法については、募集要領等において提示する。
- ※ 2：原則として市の負担とするが、一定の金額までは特定事業者が負担する。より詳細な負担割合は、募集要領等において提示する。
- ※ 3：原則として市の負担とするが、当該第三者の行為が特定事業者の指示、依頼、工程調整の不備又は情報提供不足等に起因する場合は、特定事業者が相応の責任を負うものとし、費用負担については市と特定事業者が協議の上決定する。
- ※ 4：原則として市の負担とするが、特定事業者が通常合理的に実施すべき測量、調査又は現地確認等を実施していないことにより後に発見された事項については、特定事業者が相応の責任を負うものとし、費用負担については市と特定事業者が協議の上決定する。